

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社三重銀行			コード	8374
提出日	2017/6/5	異動(予定)日	2017/6/23		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に独立役員である社外取締役藤原信義氏、松井憲一氏及び用弘美氏の選任議案(重任)が付議されるため。				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の 同意				
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし						
1	藤原 信義	社外取締役	○												△						有	
2	松井 憲一	社外取締役	○												△							有
3	用 弘美	社外取締役	○															○				有
4	古川 典明	社外監査役	○												○							有
5	伊藤 雄二	社外監査役	○												△							有
6	吉田 すみ江	社外監査役	○															○				有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	藤原信義氏は、過去(10年前)に新日本製鐵株式会社(現 新日鐵住金株式会社)の代表取締役副社長として業務執行の任にありました。当行と新日鐵住金株式会社との間には通常の銀行取引がありますが、同社の独立性に影響を与えるものではないため、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載は省略しております。	藤原信義氏は、当行との間に特段の利害関係はなく、当行が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。引き続き、同氏は、社外取締役として一般株主等の客観的視点に基づいた経営監視の役割を果たすことが可能であり、独立役員に指定しております。
2	松井憲一氏は、過去(3年前)に出光興産株式会社の取締役副社長として業務執行の任にありました。当行と同社との間には通常の銀行取引がありますが、同社の独立性に影響を与えるものではないため、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載は省略しております。	松井憲一氏は、当行との間に特段の利害関係はなく、当行が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。引き続き、同氏は、社外取締役として一般株主等の客観的視点に基づいた経営監視の役割を果たすことが可能であり、独立役員に指定しております。
3	該当ございません。	用弘美氏は、当行との間に特段の利害関係はなく、当行が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。引き続き、同氏は、社外取締役として一般株主等の客観的視点に基づいた経営監視の役割を果たすことが可能であり、独立役員に指定しております。
4	古川典明氏は、現在、株式会社ミッドランド経営の代表取締役及びミッドランド税理士法人の代表社員として業務執行の任にあります。当行と株式会社ミッドランド経営との間には通常の銀行取引のほか、ビジネスマッチング業務に関する契約(当行が紹介した顧客と同社との間で会計税務に関するコンサルティング契約等が成約した場合に同社から報酬を受け取る契約)があります。また、当行とミッドランド税理士法人の間には通常の銀行取引があります。なお、当行との取引はいずれも同社及び同法人の独立性に影響を与えるものではないため、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載は省略しております。	古川典明氏は、当行との間に特段の利害関係はなく、当行が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。引き続き、同氏は、社外監査役として一般株主等の客観的視点に基づいた経営監視の役割を果たすことが可能であり、独立役員に指定しております。
5	伊藤雄二氏は、過去(11年前)に住友化学株式会社の取締役として業務執行の任にありました。当行と同社との間には通常の銀行取引がありますが、同社の独立性に影響を与えるものではないため、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載は省略しております。	伊藤雄二氏は、当行との間に特段の利害関係はなく、当行が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。引き続き、同氏は、社外監査役として一般株主等の客観的視点に基づいた経営監視の役割を果たすことが可能であり、独立役員に指定しております。
6	該当ございません。	吉田すみ江氏は、当行との間に特段の利害関係はなく、当行が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。引き続き、同氏は、社外監査役として一般株主等の客観的視点に基づいた経営監視の役割を果たすことが可能であり、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

【社外役員の独立性判断基準】

- 第1条 当行において社外取締役および社外監査役が独立性を有すると判断するためには、以下の要件を全て満たさなければならない。
- (1) 現在において、当行グループの業務執行取締役、執行役員、または支配人その他の使用人（以下「業務執行者」という。）ではなく、かつ、その就任の前10年間に当行グループの業務執行者であったことがないこと。
ただし社外監査役の場合は、その就任の前10年間に当行グループの非業務執行者であったことがないことを要件に加える。
 - (2) 社外取締役で、その就任の前10年間に当行グループの非業務執行取締役、監査役であったことがある者については、その役職への就任の前10年間に当行グループの業務執行者であったことがないこと。
社外監査役で、その就任の前10年間に当行グループの監査役であったことがある者については、その役職への就任の前10年間に当行グループの業務執行者または非業務執行取締役であったことがないこと。
 - (3) ①現在または最近において、当行を主要な取引先（※1）とする者またはその業務執行者でないこと。
②現在または最近において、当行の主要な取引先またはその業務執行者でないこと。
 - (4) 現在または最近において、当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家（その者が法人等の場合は、その法人等に所属する者をいう。）でないこと。
 - (5) ①当行の取締役、執行役員または支配人その他の重要な使用人の近親者（※2）でないこと。
②最近において当行グループの業務執行者または非業務執行取締役であった者（重要でない者を除く。）の近親者でないこと。
③(3)(4)の要件に抵触する者（重要でない者を除く。）の近親者でないこと。
 - (6) 現在において、当行の主要株主（その者が法人等である場合には、その法人等の業務執行者をいう。）でないこと。
 - (7) 現在において、当行から多額の寄付（※3）を受ける者（その者が法人等である場合には、その法人等の業務執行者をいう。）でないこと。
- 第2条 前条に定める要件に形式的に抵触しない場合であっても、総合的に判断した結果、独立性に疑義がある場合には独立性を否定することがある。また、形式的に抵触する場合であっても、総合的に判断した結果、実質的に独立性を有すると判断される場合には、その理由を明らかにすることによって独立性を認めることもある。
- ※1 「主要な取引先」とは、会社における事業等の意思決定に対して、親子会社・関連会社と同程度の影響を与え得る取引関係がある取引先をいう。例えば、融資取引においては当行の融資メインシェア先で、当行以外の金融機関からの資金調達が困難であると考えられる先など当行の方針により甚大な影響を受ける取引先をいう。
- ※2 「近親者」とは、配偶者または二親等内の親族をいう。
- ※3 「多額の寄付」とは、過去3年平均で年間1,000万円を超える金額をいう。
- 【軽微基準】
当行と社外役員個人との銀行取引につきましては、取引条件が一般の取引と同様であり、かつ私人としての取引については株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、当該取引自体の記載を省略しております。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。